

大田区子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 位置付け

- (1) 次世代育成支援対策推進法 第8条 市町村行動計画（努力義務）
- (2) 子ども子育て支援法 第61条 市町村子ども・子育て支援事業計画

2 次世代育成支援対策推進法 市町村行動計画

- (1) 基本姿勢 国の行動計画策定指針に即して策定
- (2) 計画期間 5年
- (3) 内 容

以下の6分野についての目標と支援対策の内容及びその実施時期を定める

- ア 地域における子育ての支援
- イ 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- ウ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- エ 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- オ 職業生活と家庭生活との両立の推進
- カ その他の次世代育成支援対策の実施

3 子ども子育て支援法 市町村子ども・子育て支援事業計画

- (1) 基本姿勢 国の基本指針に基づき策定
- (2) 計画期間 5年
- (3) 計画内容（必須項目）
 - ア 特定教育・保育施設（認定子ども園、幼稚園、保育所）に係る必要利用定員総数
 - イ 特定地域型保育事業所（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）に係る必要利用定員総数
 - ウ ア及びイの教育・保育の量の見込み
 - エ 提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - オ 地域子ども子育て支援事業（※1）の量の見込み

（※1）時間外保育、学童保育、ショートステイ、トワイライトステイ、休日デイサービス、地域子育て支援拠点事業、幼稚園・保育園の一時預り事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て相談、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、幼稚園・保育園等の実費負担分についての公費負担等

 - カ オの提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - オ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容
- (4) 計画項目（努力義務）
 - ・ 育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保に関する事項
 - ・ 保護を要する子どもの養育環境の整備等
 - ・ 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境整備の施策との関連事項